

高額介護合算療養費の支給申請が今年もはじまりました

平成20年4月から、医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が著しく高額になる場合、その負担を軽減するために、「高額介護合算療養費制度」が設けられました。

この制度は、各医療保険上の世帯ごとに毎年8月1日から翌年の7月31日（基準日）までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担分の合算額が下表の限度額を超えている場合に支給されるものです。（医療分は高額療養費の計算対象になったものがこの制度でも対象となります）

● 1年間の自己負担限度額 ●

所得区分		加入保険・年齢	後期高齢者医療 +介護保険 75歳以上	国民健康保険 +介護保険 70～74歳	国民健康保険 +介護保険 70歳未満
上位所得者 現役並み所得者			67万円	67万円	126万円
一般			56万円	56万円	67万円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ		31万円	31万円	34万円
	低所得者Ⅰ		19万円	19万円	

※所得区分は、高額療養費の所得区分（平成22年7月31日時点）と同じです。
ただし、その超えた額が500円未満の場合は支給されません。

支給申請は、基準日（7月31日）に加入している医療保険者に申請してください。

申請の際は、平成21年8月1日から平成22年7月31日までの、医療保険でいくら負担したかの証明書（自己負担額証明書）と介護保険での自己負担額証明書（どちらも全員分）、印鑑、振込先の通帳が必要です。

自己負担額証明書は医療・介護それぞれの保険者が発行します。

● 多久市国民健康保険または佐賀県後期高齢者医療制度加入の方

平成21年8月1日から平成22年7月31日まで多久市の国民健康保険（または佐賀県後期高齢者医療）に加入し、なおかつ佐賀中部広域の介護保険に加入していた場合は、自己負担額証明書は不要です。

また、多久市の国民健康保険（または佐賀県後期高齢者医療）と佐賀中部広域連合の介護保険の自己負担額のみを合算し、支給対象となった方は多久市（または佐賀県後期高齢者医療広域連合）からお知らせ通知を送付します。通知が来ていない場合でも、支給対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

■問い合わせ 多久市役所 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険）加入者の支給申請について

加入されている医療保険者への申請となります。詳しい申請方法等は、基準日に加入している各医療保険者にお問い合わせください。

その際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要ですので、まず「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は、発行までに約1か月かかります。

* 介護保険の自己負担額証明書の申請先

佐賀中部広域連合および多久市福祉健康課または、郵送で申請書を受け付けています。

■問い合わせ ☎840-0831 佐賀市松原4丁目2番28号 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134